

白岡市勤労者体育センター条例の一部を改正する条例 新旧対照表

新					旧				
別表（第14条関係）					別表（第14条関係）				
利用区分		基本使用料	冷房使用料	備考		利用区分		使用料	備考
アリーナ	全面利用	800円	実費に相当する額の範囲内で規則で定める額	1 使用料は、1時間当たりの使用料とする。ただし、1時間に満たない時間は、1時間とする。	アリーナ	全面利用	800円	1 使用料は、1時間当たりの使用料とする。ただし、1時間に満たない時間は、1時間とする。	
	半面利用	400円				半面利用	400円		
	6分の1面利用	200円				6分の1面利用	200円		
	ミーティングルーム兼軽体育室	200円				ミーティングルーム兼軽体育室	200円		
	卓球台（1台）	200円				卓球台（1台）	200円		
				2 卓球台については、6分の1面利用につき1台は無料とする。				3 白岡市、久喜市、蓮田市、幸手市、宮代町、杉戸町及び春日部市以外に居住する者（白岡市内の事業所等に勤務し、又は白岡市内の学校に在学する者を除く。）が利用する場合は、基本使用料の額を2倍とする。	